

## 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 7 年 4 月 1 日 ～ 令和 13 年 3 月 31 日までの 6 年間

### 2. 内容

目標 1 : 計画期間内に、育児休業の取得人数を次の水準以上とする。

男性社員・・・男性社員全体と有期雇用の男性社員それぞれについて  
取得人数 1 人以上

女性社員・・・女性社員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて  
取得人数 1 人以上

#### <対策>

- 令和 7 年 4 月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（業務体制の見直し、複数担当者制など）・実施
- 令和 9 年 4 月～ 育児休業取得開始日から 5 日間を特別休暇とする制度を導入

目標 2 : 全社員の時間外・休日労働時間の平均を毎月 20 時間未満とする。

#### <対策>

- 令和 7 年 4 月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を 2 回実施
- 令和 8 年 4 月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施
- 令和 9 年 4 月～ 業務量の見直しによる事務の効率化などの取組実施